

政策委員会の議事の公開について

平成10年1月7日  
地震調査研究推進本部  
政策委員会

政策委員会においては、今後、以下の措置を講じ、その調査審議の透明性の確保に努める。

記

1 議事の公開について

政策委員会の議事を公開する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。

2 会議資料及び詳細な議事要旨の公開について

政策委員会の会議資料及び詳細な議事要旨を公開する。ただし、非公開とした議事に係るものについては、これらを非公開とすることができる。

3 政策委員会の部会及び小委員会における対応について

政策委員会の部会及び小委員会の議事及び会議資料等の公開については、それぞれの部会及び小委員会で定めるものとする。